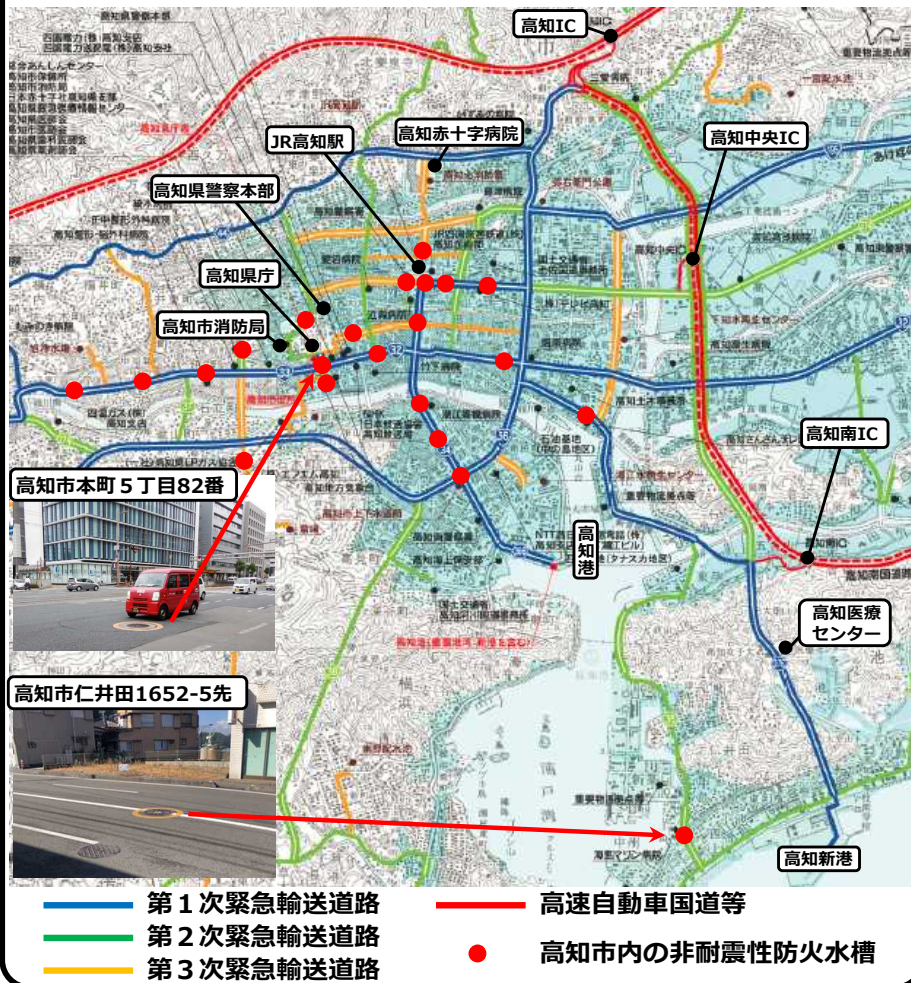


1. 本県の緊急輸送道路の状況

○ 高知県緊急輸送道路ネットワーク計画

- ・高知県緊急輸送道路ネットワーク計画書及び計画図（令和5年2月改定）において、第1次、第2次、第3次緊急輸送道路を設定

- ※第1次緊急輸送道路とは、①広域的な輸送物資を運ぶ広域幹線道路、②県庁所在地と地方中心都市及び重要港湾、空港を連絡する道路
- ※第2次緊急輸送道路とは、第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（警察・消防・自衛隊等の救援拠点、病院等の医療拠点、集積拠点等）を連絡する道路
- ※第3次緊急輸送道路とは、第2次緊急輸送道路とその他の防災拠点を連絡する道路



2. 政策提言の要旨

南海トラフ地震等の大規模地震に備え、緊急輸送道路下にある非耐震性防火水槽の撤去が全国的に推進されるよう、当該撤去事業について、次のことを提言する。

- ◆消防防災施設整備費補助金の補助対象事業とすること。
- ◆緊急防災・減災事業債の起債対象事業とすること。

3. 政策提言の理由

(1) 本県の状況

- ・緊急輸送道路下に31基（その他の道路下に812基）の非耐震性防火水槽が設置
- ・設置から平均64.4年経過しており、発災した場合は陥没が懸念

(2) 他県の状況

- ・南海トラフ地震による超広域災害への備えを強力に進める10県知事会議の構成県の主要都市（県庁所在地及び施行時特例市以上の都市）だけを抽出してみても、緊急輸送道路下に53基（その他の道路下に2,891基）の非耐震性防火水槽が設置

(3) 早急な撤去事業の推進の必要性

- ・大規模地震が発生した場合、緊急輸送道路下に設置された非耐震性防火水槽が地震の揺れによって崩落・損壊することで、緊急輸送道路が通行できなくなり、救援活動の遅れが生じることを懸念
- ・南海トラフ地震のみならず首都直下地震や日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の被害が想定される地域等、全国的な課題だと認識

【高知県担当課】危機管理部消防政策課